

公的研究補助金等の適切な運営・管理のためのコンプライアンス研修及び誓約書に関する規程

規定第1191号

(目的)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(文部科学大臣決定：平成26年2月18日改正)において、機関に実施を要請する事項として規定されているもののうち、コンプライアンス研修及び誓約書に関して定めることを目的とする。

(コンプライアンス研修)

第2条 国、地方公共団体又はその外郭団体等(以下、「配分機関」という。)から学校法人法政大学(以下「大学」という。)に交付される公的研究補助金等の運営・管理に関わるすべての教職員等は、公的研究補助金等の適切な運営・管理のうえに、不正防止対策の一環として本学が実施するコンプライアンス研修を受講しなければならない。

コンプライアンス研修の対象となる教職員等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 公的研究補助金等を執行又は応募している専任教員
- (2) 本学が応募資格を付与し、公的研究補助金等を執行又は応募している専任以外の教員及び研究員
- (3) 研究開発センター、学術支援本部付研究センター・研究所並びに各キャンパス管財担当の専任職員及び事務嘱託
- (4) 物品検収に関わる専任職員及び事務嘱託
- (5) 公的研究補助金等を原資に本学と雇用関係を結ぶ研究補助者(RA・PDなど)
- (6) その他、本学において研修が必要であると認める者

(誓約書)

第3条 前条の公的研究補助金等の運営・管理に関わるすべての教職員等は、コンプライアンス研修受講の機会等に、次の事項を含む誓約書を、研究開発センター室長に提出しなければならない。

- (1) 公的研究補助金等は原資が国民の貴重な資金で賄われていることを十分認識し、研究計画に基づき計画的に、公正かつ効率的に使用するとともに、研究において不正を行わないこと。
 - (2) 当該公的研究補助金等の配分機関が定める規程、使用ルール及び関係法令、本学が定める規程及び使用ルールを遵守すること。
 - (3) 関係法令及び当該研究費執行基準の他、学内関係諸規程等に違反して不正をおこなった場合は、本学や公的研究補助金等の配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。
 - (4) 研究協力者や研究費で雇用する学生等に対し公的研究補助金等執行ルールの周知を行うこと。
- 2 誓約書提出の対象者となる教職員等の範囲は前条第1号から第6号に拠る。
- 3 研究開発センターに提出された誓約書は、署名人退職年度の翌年度から10年間保管することとする。

(研究費補助金等の執行制限)

第4条 第2条第1号及び第2号の研究者等は第3条に定める誓約書を研究開発センター室長に提出するまでは、公的研究補助金等の予算執行ができない。

(事務)

第5条 この規程に係る事務は、研究開発センターが主管する。

(規則の改廃)

第6条 この規程の改廃は、総長が行う。

付 則

この規則は、2015年4月1日から施行する。

(追48)